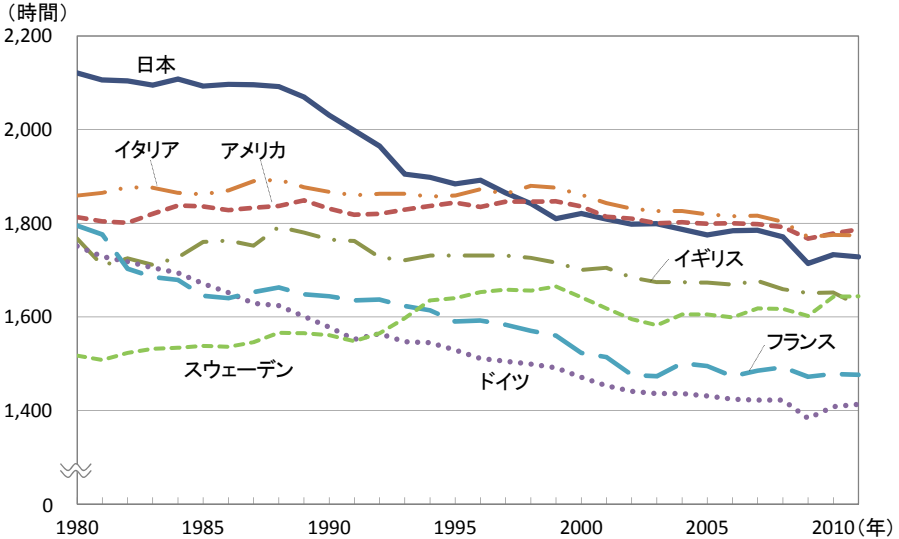


6-1 一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）



▶ グラフの直近の具体的な数値及び資料出所については、「第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間」(p.191)を参照。

日本の平均年間総実労働時間（就業者）を中期的にみると、1988年の改正労働基準法の施行を契機に労働時間は着実に減少を続けており、2011年には1,728時間となった。主要諸外国についても減少、横ばい傾向となっており、2011年にはイタリアで1,774時間、アメリカで1,787時間、イギリスで1,625時間、フランスで1,476時間、ドイツで1,413時間、スウェーデンで1,644時間などとなっている。

なお、データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さないことに留意する必要がある。